

## 留意事項

国において、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に係る関係省令が改正されたことに伴い、県条例・規則を改正（令和6年4月1日施行）しております。

特に、下記の事項につきましては、新たな取組が求められておりますので、ご留意いただくとともに、適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

### 記

#### 1 緊急時等の対応方法の見直し

- ・ 入所者への医療提供体制を確保する観点から、施設があらかじめ定める緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めること。
- ・ 1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

#### 2 協力医療機関との連携体制の構築

施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築することなど、以下の見直しが行われた。

- ① 次の要件を満たす協力医療機関（ウについては病院に限る。）を定める（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。）こと。（令和9年3月31日までの間は努力義務）
  - ア 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
    - イ 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
  - ウ 入所者の病状が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- ② 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出ること。
- ③ 第二種協定指定医療機関（※）との間で、新興感染症（新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症をいう。）の発生時等の対応を取り決めること。（努力義務）

※ 第二種協定指定医療機関：新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する県指定の医療機関
- ④ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。
- ⑤ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるようにすること。（努力義務）

#### 3 「書面掲示」規制の見直し

施設の運営規程の概要等の重要事項等については、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム）に掲載・公表すること。

#### 4 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（令和9年3月31日までの間は努力義務）

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、施設の状況に応じて、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、定期的に開催すること。

#### 5 ユニットケア施設管理者研修の受講（努力義務）

ユニットケアの質の向上の観点から、個室ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講すること。

## ◎ 参考（令和6年4月1日から義務化されたもの（令和3年度改正分））

### 1 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催（概ね3月に1回以上）、指針の整備、研修の実施（年2回以上及び新規採用時）等に加え、訓練（各種実技、シミュレーション等）を実施（年2回以上）すること。

### 2 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施（年2回以上及び新規採用時）、訓練（シミュレーション）の実施（年2回以上）等を行うこと。

なお、他の社会福祉施設・事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、業務継続に係る研修及び訓練は、「感染症の予防及び蔓延防止」「非常災害対策」と一体的に実施しても差し支えない。

### 3 高齢者虐待防止の推進

- ・ 入所者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、再発を防止するための委員会の開催（定期的に）、指針の整備、研修（年2回以上及び新規採用時）の実施、担当者の設置を行うこと。
  - ※ 担当者については、虐待の発生、再発を防止するための委員会の責任者と同一の者が務めることが望ましい。
- ・ 運営規程において、虐待防止のための措置に関する事項を定めること。

### 4 無資格者への認知症介護基礎研修受講の義務付け

介護に関わる全ての者の認知症への対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

### 5 栄養ケア・マネジメントの基本サービス化

これまで加算として行われていた栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、その担い手として管理栄養士を配置するとともに、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

### 6 口腔衛生管理の強化

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。

#### （参考URL）

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（新旧対照表）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001227813.pdf>（厚生労働省令第16号介護保険第10条P166）

○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援【厚生労働省HP】（研修動画・ガイドライン等掲載）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)